

菜園利用約款

第1条 目的

この規程は、利用者同士が協力し美しく楽しい菜園の保全を図り、適切な管理を行う事を目的とする

第2条 利用者の資格

1. 菜園の利用者は次の条件を満たす者とする。
2. 他の利用者や周辺住民との交流を持てる者。
3. 充実した菜園を目指す意欲のある者。(未経験者歓迎)
4. 菜園利用規程・コンドミニアム宿泊規程を遵守できる者。
5. 地域内のルールを理解し、遵守できる者

第3条 利用申し込み

1. 利用希望者は、電話・FAX・Eメール等による申し込みをする。

第4条 利用規程

1. 利用希望者は、原則として現地確認の上、利用契約を締結するものとする。
2. 契約に際して身分証明書の提示をするものとする。
3. 所定手続きの終了及び確認が取れた後、契約期日(12:00)より利用可能とする。
4. 原則契約期間は1ヶ月単位で最長1年とする。
ただし、契約満了の前に更新の申し出があった場合、次期契約者がいない場合に限り更新する事が出来る。
5. 特例として「お試しプラン」として1週間単位での利用を可能とする。
1週間単位の契約料金を計上するものとし、日割り計算等の特例を認めないこととする。
「お試しプラン」の再利用は原則認めないこととする。

第5条 菜園の利用と環境保全

1. 菜園における作物の栽培は自家消費のものに限定する。
2. 樹木の定植をしてはならない。
3. 良好な環境保全の為、騒音や悪臭となる管理状況とならないように努める。
4. 他区画に迷惑をかける管理状況とならないように努める。

第6条 作業時の遵守事項

1. 利用時間を守ること 07:00~19:00
2. 公の秩序又は善良な風俗を乱し又は乱すおそれがあると認められる行為をしたり、行事をしないこと。
3. みだりに騒がしい行為をしたり、飲酒をして他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
4. 危険物又は、他人に迷惑となるおそれのある物又は、動物を携帯しないこと。
5. 設備のないところで火気を使用しないこと。
6. 所定の場所以外で喫煙しないこと。
7. 許可を受けた部屋又は備品以外は使用しないこと。
8. 施設を損傷、又は汚損しないこと。
9. 施設内使用設備・備品等については、使用后整理整頓及び洗浄格納し、清潔の保持に努めること。
10. 施設設備、備品等を損傷した時は、速やかに管理者に報告すること。
11. 管理者の指示に従うこと。

第7条 施設の改修

1. 利用者は建物、菜園内において施設の改修をしてはならない。

第8条 菜園の管理

1. 利用者は、原則としてできる限り減農薬栽培を理解し実践する。
2. 利用期間が終了した時点において残存物がある場合、利用者の責任において処分し、施設管理者の確認・承認を得なければならない。
3. また第8条2項の残存物等を放置した場合、管理者はそれを処分することが出来る。
この場合利用者は損害を主張する事が出来ない。

第9条 契約の解除

1. 利用者が良好な管理を行わない場合、及び宿泊約款第7条の項目に該当する時、管理者は使用・契約を取り消すことができる。この場合利用料は返還しない。

第10条 利用期間満了及び解除に伴う事項

1. 利用者は、利用期間が満了した時又は、契約を解除された時は、自己の負担において菜園を原状回復しなければならない。

第11条 災害・事故の補償

1. 施設管理者は、利用者が受けた菜園内のいかなる災害及び事故などに対してその責任を一切負わない。

第12条 損害の補償

1. 利用者が施設に損害を与えた場合、利用者の責任において補修し、管理者の同意を得なければならない。

第13条 補則

1. この約款のほか、コンドミニアム利用に関して必要な事項は別に定める。

平成 20 年 12 月 1 日
有限会社 グランビュー岩井
有限会社 グランビュー熱海